

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

ービルクリーニング分野の基準についてー

平成 31 年 3 月

法務省・厚生労働省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 11 月 29 日一部改正

令和 3 年 2 月 19 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 8 月 31 日一部改正

令和 6 年 2 月 15 日一部改正

令和 8 年〇月〇〇日一部改正

- 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、ビルクリーニング分野においては、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、ビルクリーニング分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準(平成 31 年厚生労働省告示第 67 号。以下「告示」という。)において、ビルクリーニング分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第 1	特定技能外国人が従事する業務・	4
第 2	特定技能外国人が有すべき技能水準等・	7
第 3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・	1 3
第 4	上陸許可に係る基準・	1 7
第 5	育成・キャリア形成プログラム・	1 9

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：建築物と構造上一体と見なせる部分の清掃作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

業務区分：ビルクリーニング

従事する業務：建築物内部の清掃

イ 2号特定技能外国人

業務区分：ビルクリーニング

従事する業務：建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務

【業務内容】

- ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：建築物と構造上一体と見なせる部分の清掃作業等)に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。
- 一般的には、その清掃作業が、例えば業務内容・技能等の近接性などをする場合であって、『建築物内部の清掃』に従事する日本人が通常従事する業務で付随的に従事するもの」であれば、関連業務としての従事が可能です。なお、ジョブディスクリプション（職務記述書）の「想定される関連業務」は例示であり、その他の関連業務への従事の一切を禁止するものではありません。
- 同じ清掃業務であっても、例えば住宅の内部の清掃（いわゆるハウスクリーニング）のように、個人の責任の下で維持管理される空間を対象とするものについては、関連業務には該当しません。
- 1号特定技能外国人
分野別運用方針第二1(1)アに定める試験及び分野別運用方針第二2(1)アに定める業務に従い、第二1(1)アの試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務を言います。
- 2号特定技能外国人
分野別運用方針第二1(2)ア(ア)に定める試験及び分野別運用方針第二2(1)イに定める業務に従い、第二1(2)ア(ア)のいずれかの試験

合格及び第二１（２）ア（イ）に定める実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務を言います。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務がビルクリーニング分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

TEL 03(5253)1111（内線：2182）

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html

【確認対象の書類】

- ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第２－１号）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

（１）１号特定技能外国人

ビルクリーニング分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

ビルクリーニング分野特定技能１号評価試験

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＡ２．２相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

ビルクリーニング分野において特定技能２号の在留資格で受け入れる外国人は次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

次のいずれかの試験

- ① ビルクリーニング分野特定技能２号評価試験
- ② 技能検定１級（ビルクリーニング）

（イ）実務経験

建築物衛生法第２条第１項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第１２条の２第１項第１号に規定する建築物清掃業若しくは同項第８号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準「日本語教育の参照枠」のＢ１相当以上の水準と認められるもの

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）

（定義）

第２条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条１号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

２ （略）

（登録）

第 12 条の 2 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 建築物における清掃を行う事業

二～七（略）

八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

2～3（略）

4 登録の有効期限は、六年とする。

5 （略）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）
（特定建築物）

第 1 条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（第 3 号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

二 店舗又は事務所

三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）

四 旅館

【1 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」（分野別運用方針第二 1（1）アの試験区分）

当該試験は、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「日本語教育の参照枠」 A 2.2 相当以上

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）A2.2 相当以上
- ・ 日本語能力試験（J L P T）N 4 以上

※ 特定技能 1 号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習 2 号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和 9 年 4 月 1 日以降も当面の間、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習 2 号の職種・作業については別表参照。）。

また、技能実習 2 号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって必要な日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○ 「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」又は「技能検定 1 級」（分野別運用方針第二 1（2）アの試験区分）

- ・ 「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」は、建築物（住宅を除く。）内部の清掃を自らの判断で適切な方法等で行い、複数の作業員を指導しながら現場を管理し、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務を行うことができる技能を有する者であることを認定するものであり、「技能検定 1 級」は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、これらの試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、ビルクリーニング分野において熟練した技能を有するものと認められます。
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下、「建築物衛生法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業若しくは同項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を 2 年以上有すること（注）が求められます。

※ 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には協議会において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)

○ 「日本語教育の参照枠」B1相当以上（※）

※ 以下の試験の合格

・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上

※ CEF RのB1相当以上を判定された場合に限る。

※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

・ ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し

・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもってビルクリーニング分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません。

○ ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者の場合

・ 技能実習2号修了時の技能検定に合格している場合

ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し

・ 技能実習2号修了時の技能検定に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能２号の場合＞

- ビルクリーニング分野特定技能２号評価試験合格者の場合
 - ・ ビルクリーニング分野特定技能２号評価試験の合格証明書の写し
- 技能検定１級（ビルクリーニング）合格者の場合
 - ・ 技能検定１級（ビルクリーニング）の合格証明書の写し
 - ・ 試験実施機関の発行する「特定技能２号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写し
- 日本語能力を証するものとして次のもの

日本語能力試験（Ｎ３以上）の合格証明書の写し（ＣＥＦＲのＢ１相当以上を判定された場合に限る。）

＊令和９年４月１日以降、特定技能２号においては「日本語教育の参照枠」Ｂ１相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【留意事項】

＜特定技能１号＞

- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習２号修了時の技能検定３級の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定３級の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能２号＞

- ビルクリーニング分野特定技能２号評価試験は、受検の際に、実務経験の有無を確認します。
 - ・ 技能検定１級の合格者については、実務経験の有無について、試験実施機関が確認し「特定技能２号移行要件に係る実務経験適合証明書」を発行します。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。
- 二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

【特定技能所属機関及び事業所】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づ

き告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を、建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業若しくは同項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。
- 登録は特定技能所属機関の法人単位ではなく、営業所単位でなされます。
- 登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続については、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。なお、当該登録は、建築物衛生法第 12 条の 2 第 4 項により有効期限が 6 年と定められています。
- 継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、更新することが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。
- 特定技能外国人との間で締結された雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【協議会】

- 厚生労働省は、ビルクリーニング分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成されるビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会を組織することとされています。
- 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、ビルクリーニング分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行います。
- ビルクリーニング分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、次の事項について必要な協力を行う必要があります。
 - ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
 - ② 問題発生時の対応
 - ③ 法令遵守の啓発
 - ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職

支援

⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

- 構成員は、協議会に対して必要な協力を行うことや、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行うことなどが求められます。なお、これらはオンラインによる調査などデジタルツールを使うことも含まれます。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し必要な協力を行わない場合、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)

【確認対象の書類】

- ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書
- ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）
- 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（注）（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号））
- * 当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」の再発行が必要。

【留意事項】

- 特定技能外国人を受け入れる（雇用条件書記載の）事業所（営業所）は、「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所と一致する必要があります。
- 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人を受け入れる営業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。変更後の特定技能外国人を受け入れる営業所についても、「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所である必要があります。

- ・ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）様式第 6 号））

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

ビルクリーニング分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び同令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

【労働者派遣】

○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、ビルクリーニング分野

に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）

第5 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

厚生労働省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とするビルクリーニング分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

ビルクリーニング分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 習得する専門技能・日本語能力
- ③ キャリアアップに向けた経験（現場管理等）

- ビルクリーニング分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針でとなります。
- ビルクリーニング分野における育成プログラムは、厚生労働省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表（ビルクリーニング）

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、 技能水準及び日本語能力水準の試験 の免除となる技能実習2号
特定技能1号	ビルクリーニング	建築物内部の清掃を、場所等の性質に応じた用剤等を選択し、自らの判断で行う業務	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	【職種】 ビルクリーニング 【作業】 ビルクリーニング
特定技能2号		建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	次の①、②のいずれも満たすこと。 ① ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験又は技能検定1級（ビルクリーニング）の合格 ② 実務経験（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として2年以上の実務経験）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 （CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る）	—

ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務であること。
3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。
5. 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
6. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
7. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
8. ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。
9. 特定技能外国人と締結する雇用契約に基づき当該特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者